

公害防止計画の構成について（参考）

H23.9.14 環境省総合環境政策局環境計画課

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）が公布され、同法による環境基本法・公害財特法改正が即日施行されたことにより、環境大臣による公害防止計画の策定指示や講ずべき施策に係る基本方針の提示が廃止され、都道府県知事が、公害防止計画において公害防止対策事業等の事業に関する計画（公害防止対策事業計画）を定めようとするときに、環境大臣に協議し、その同意を求められることができるという制度となった（公害財特法第 2 条の 2）。

公害防止計画及び公害防止対策事業計画全体の構成については法令上の定めはないが、公害防止計画及び公害防止対策事業計画の作成に当たって構成の参考となるものがあることが望ましいという関係地方公共団体からの要望に基づき、公害防止計画全体の構成についての参考情報を以下のとおり提供する。

なお、以下については、現時点における参考情報として提供するものであり、今後変更がありうる。

1．公害防止計画が対象とする地域

- ・公害防止計画は、環境基本法第 17 条第 1 号又は第 2 号に該当する地域を対象とし、公害防止対策事業計画の同意基準（案）の別紙「「公害が著しい」ことの判断基準」を満たす地域（以下「公害が著しい地域」という。）を含むこと。
- ・公害防止計画の対象地域のうち公害が著しい地域を、市町村単位（東京都特別区は区単位）で記載するとともに、地図で示す。
- ・当該地域における公害の状況を、環境基準等の達成状況により記載する。

2．公害防止計画の主要課題

- ・当該地域において環境基準等が未達成であり、又は今後未達成となるおそれが高く、その達成又は未然防止に向けて都道府県が重点的に取り組もうとするものについて、公害防止計画の主要課題として設定する。

例： 湾の COD に係る水質汚濁並びに窒素及び燐に係る富栄養化の防止

川の BOD に係る水質汚濁の防止

湾の底質のダイオキシン類による汚染への対策

ダイオキシン類による市街地土壌汚染への対策 等

- ・ 6 . の公害防止対策事業計画に記載する事業は、当該主要課題に係る対策として実施されるものであること。一方、公害防止対策事業計画に記載する事業に関係しない公害について主要課題として設定するかどうかは、都道府県の判断。

3. 計画期間及び計画の目標

- ・当該主要課題に係る公害の防止に関する施策の実施期間や効果が現れる期間等を踏まえつつ、社会経済状況の変化にも対応できるよう、適切な計画期間を設定する。
- ・当該主要課題について、計画期間内における達成目標を記載する。達成目標としては、環境基準の達成状況等の環境質の状況の改善目標を設定する。ただし、土壌汚染への対策として汚染物質は原位置に止めつつも摂取経路を遮断する工法を採用する場合など、「環境基準の達成」とは必ずしも言えない場合は、「による人の健康に係る被害の防止」等と記載する。

4. 当該主要課題に係る過去の施策実施状況・効果、今後の課題等の分析評価

- ・当該主要課題に係る汚染等の要因分析を行いつつ、当該主要課題に係る過去における施策の実施状況とそれらの効果、今後の課題を記載する。
- ・必要に応じ、環境基準の達成状況の推移について図示する。

5. 当該主要課題に対し講ずる公害の防止に関する施策

- ・4. の分析評価や環境負荷量の状況を踏まえつつ、当該主要課題に対し講ずる公害の防止に関する施策を総合的に記載する。可能なものについては、施策毎の実施量等の目標を記載することが望ましい。
- ・記載された施策が実際に効果を上げるためには、当該都道府県以外の主体（他の地方公共団体、国の地方支分部局等）が実施する施策については、記載に当たって、その主体との調整がなされることが望ましい（環境省本省の施策は計画案の事前協議の際に調整）。
- ・当該主要課題に対し講ずる公害の防止に関する施策のうち、公害財特法第2条の2第1項に規定する事業（以下「公害防止対策事業等」という。）について、次の項目（6.）において記載する事項は、5. においては簡潔に記載する。

6. 公害防止対策事業等に関する事項（公害防止対策事業計画）

- ・公害防止対策事業等については、以下のような項目建てにより記載する。
- ・この6. の部分が、公害財特法第2条の2に規定する「公害防止対策事業計画」に該当する。環境大臣の同意を得た公害防止対策事業計画に記載する公害防止対策事業等について、公害財特法第3条以下の国の財政上の特別措置が適用される。
- ・公害財特法第2条の2第2項において、公害防止対策事業計画の変更について規定され、変更にあたっては、同意と同様の手続きが必要。
- ・項目建ては以下のとおり。事業の適切な区分により記載する。

(1) 事業の名称

- 公害防止対策事業等であることが分かるよう記載する。

(2) 事業主体

- 国又は地方公共団体が実施するものに限られる。

(3)事業の実施場所

- 公害が著しい地域内であることが必要。

(4)事業の実施期間

- 公害防止計画の計画期間内について、年度単位で記載する。

(5)事業が対象とする主要課題

- 当該事業が、公害防止計画に設定するどの主要課題に係る対策であるかを記載する。

当該主要課題に係る環境基準等の達成又は人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止に資すると認められることが必要。

(6)事業内容

- 事業が特定できるよう事業内容を記載する。
 - 事業量についても可能な限り記載する。
- ・特に公害防止対策事業計画部分については、公害防止対策事業等を所管する府省の地方支分部局と事前に調整を行っておくことが望ましい。

7. 公害防止計画の効果的かつ着実な推進

- ・公害防止計画に記載する公害防止施策を実施する各主体がどのように連携して施策を推進するかを記載する。
- ・パブリックコメント等を行うことが望ましい。
- ・主要課題に係る環境モニタリングや施策の進行管理をどのように行うかを記載する。